

和歌山地裁総第 1294 号

令和 5 年 10 月 12 日

山 中 理 司 様

和歌山地方裁判所長 嶋 末 和 秀

司法行政文書不開示通知書

6 月 13 日付け（同月 16 日受付）で申出があり、同月 22 日付けで補正されました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書写し記載のとおり（ただし、「取材した文書」とあるのは「取得した文書」と訂正する。）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書係 電話 073 (428) 9876

司法行政文書開示請求書

令和5年6月13日

和歌山地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

和歌山地裁で2021年6月、遺産相続を巡る訴訟の審理に関与していない裁判官が判決を言い渡すミスがあり、地裁が原告ら当事者に謝罪したことに関して作成し、又は取材した文書（判決言渡しに関するミスをした裁判官の氏名が分かる文書、及び司法行政目的で取得した判決書を含むが、これに限らない。）

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

